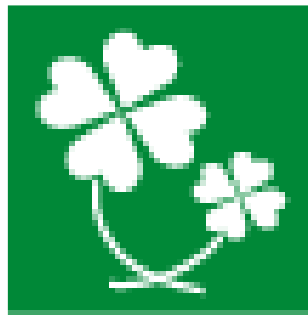


医療法人社団高仁会

虐待防止防止及び対応に対する指針



令和 6年 6月 1日

目 次

高仁会の虐待ゼロ宣言

虐待防止及び対応に対する指針

添付資料：通報の組織図

高齢者・障害者虐待が疑われる場合の対応フロー図

高仁会の虐待ゼロ宣言

私達は、高齢者・障害者・こどもの尊厳を奪う虐待を断じて許しません。

- 私たちは、高齢者・障害者・子どもへの虐待は、被害者の人権を著しく侵害し、心身に多大な傷をもたらすことをよく理解した上で、いかなる理由があっても決して虐待を行いません。
- 私たちは、倫理を重んじて虐待が発生しない組織や職場風土の醸成に努めます。
- 私たちは、虐待に厳格な姿勢で臨み、適切に対応します。
- 私たちは、虐待のない社会の実現に向けて、虐待防止への社会・地域の取り組みに寄与します。
- 私たちは、法制化された範囲内の議論に留まらず、対象者の安心・安全に期する支援の適正についても常に模索し検討を続けます。

※『法制化された範囲内の議論に留まらず』とは精神保健福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、虐待防止法などの法規制の中に留まらない、独自の制限やルールなどについても検討するという意味。【不適切なケア・スピーチロック・ルール制限や管理など】

虐待防止及び対応の指針

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）」、及び虐待防止に関する関連法（障害者虐待防止法、精神保健福祉法）に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する看護・介護・介護支援サービスの提供を目的に本指針を定める。

《虐待の定義》

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で患者・利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、患者・利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

患者・患者にわいせつな行為をすること。又は患者・利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

患者・利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 虐待防止委員会その他組織に関する事項

《虐待防止委員会の役割》

（目 的）

高仁会虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）は、高仁会の医療・サービスを利用する者が、他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれることのないよう、虐待に関する正しい知識を持って適切な防止策を行うことを目的とする。

（構 成）

委員会は、各部署から選出された職員で構成する。

(開 催)

委員会は、1ヶ月に 1 回開催する。ただし、委員長および各委員が必要と判断した場合は、委員以外の職員を招集し、開催することができる。

(内 容)

委員会は、次の事項を中心に虐待防止へ積極的に取り組む。

(1)全職員が虐待について正しく理解をする。

職員研修、事例検討の実施。

知識の普及、啓発するとともに、年間2回以上の研修を行う。

(2)関係する委員会、関係機関との連携を図る。

《院内委員会》

- ・身体拘束ゼロ推進委員会
- ・医療安全推進委員会
- ・サービス向上委員会
- ・行動制限最小化委員会
- ・労働安全・メンタルヘルス委員会 など

《公的機関》

多久市 地域包括支援センター(高齢者)

小城・多久相談支援センター(障がい)

(3)虐待が起きた場合を想定し対応策を検討する。

- ・「虐待防止・対策マニュアル」の改訂について
- ・発見時の迅速な報告、連絡、相談の方法について
- ・情報収集方法、実態調査、経緯、背景などの調査、再発防止策など速やかに行えるような体制整備

(委員会の責務)

委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指す。日頃より支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときには職員に直接改善を求めたり指導などを行う。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容と

する。

- (2) この指針に基づく研修は、年 2 回の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の内容については記録を残すものとする。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全及び安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。
- (2) 虐待等が発生した場合には、速やかに県・市町村に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、就業規則に基づき適切に処分する。
- (3) 緊急性が高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

虐待者を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう、正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていく。また、個人情報・プライバシーへも配慮を行う。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

発見者は市町村等の窓口へ（高齢者は、高齢者虐待対応窓口へ、障害者は、佐賀県権利擁護センターへ）通報し、緊急性の判断、事実確認に協力する。虐待の事実があった場合、その後の対応について協力する。

- (1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 当事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 当事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 当介護医療院内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(6)必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

(7)虐待が発生した場合の対応については、「市区町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)」を参考に、対応することとする。
高仁会内における対応方法と報告フローをマニュアルに定める。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、行政機関等の相談窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処し、対応の結果は相談者にも報告することとする。
また、質の向上をサービス向上委員会とも連携を取り対応する。

8. 指針の閲覧について

利用者はいつでも本指針を閲覧することができる。また、事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

9. その他

本指針・マニュアルに定める研修の他、積極的・継続的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質向上に努めるものとする。

付則

2024 年 6 月 1 日 作成